

共同親権導入の方向

法制審が確認 制度設計議論へ

離婚後の子どもの親権について法制審議会(法相の諮問機関)の部会は18日、父母双方が持つ「共同親権」を導入する方向で検討することを確認した。父母のどちらか一方に限る現行の「単独親権」の維持を求

める意見も根強く、具体的な制度設計をめぐるっては激しい議論が予想される。部会の議論は2021年3月に始まり、賛否が激しく対立してきた。関係者によると、この日の部会では、これまでの議

論を踏まえた「今後の議論の大きな方向」を資料として共有した。資料では「離婚をめぐる事情は家庭によって多種多様で、子の利益の観点から、共同親権が望ましい家庭もあれば、単独親権が望ましい家庭もあ

る」と指摘。共同親権について「一切の例外なく一律に認めない現行民法は何らかの形で見直す必要がある」と考えられるとした。

部会メンバーの多くは見直しに賛成する一方、共同親権によって家庭内暴力や虐待が続く恐れを改めて指摘する慎重な意見も出た。

部会としては、こうした懸念を共有したうえで、共同親権の導入を前提に丁寧な議論する方向性を確認。まずは、夫婦が話し合いで

別れる協議離婚で、離婚後の親権者の合意が可能な場合について、共同親権が単独親権かを選べる仕組みの検討を始めることにした。

共同親権を導入した場合、子の日常的な身の回りの世話(監護)を誰が担うかなどは、今後さらに議論する。離婚後の親権者について夫婦間で合意できない場合や、裁判上の離婚になった場合などについても、引き続き検討課題とした。

(田内康介)